

《令和元年9月定例会（令和元年9月20日）》

〈要旨〉

- ・化学物質過敏症について（市長・教育長）
- ・ユニバーサルデザイン、心のバリアフリーについて（市長・教育長）
- ・UD フォントについて（市長・企業局長）

〈会議録〉

◆林政行

無所属の林政行です。

既に通告しております質問につきまして、一括質問にて、市長、教育長、企業局長に伺います。

近年、柔軟剤や消臭スプレー、芳香剤、制汗剤など人工の香りつきの商品が続々と販売されていますが、それとともに体調不良を訴える人、苦しんでいる人がふえています。香りに含まれる化学物質がめまいや吐き気、思考力の低下を引き起こす化学物質過敏症の原因の一つになるのです。これらは香りの害と書いて香害とも呼ばれています。今、化学物質過敏症に苦しむ人は100万人程度いるとされています。

化学物質過敏症は、何らかの化学物質を大量に暴露したり、微量でも繰り返し暴露した後に発症するとされており、2009年には病名登録されました。症状は頭痛、吐き気、めまい、味覚障害、鬱症状など多岐にわたり、診断できる病院も医師も少ない状況となっています。

問題は、どこでも売られ、テレビCMでもあふれている商品が原因であることから、いつ、誰が化学物質過敏症になっても不思議ではないということです。香害に取り組むに当たって困難となるのが、化学物質過敏症を引き起こす香り成分が特定されていないことです。

そのため、市としてできる最大の取り組みは、人工的な香りによって健康被害をもたらす可能性があるということを啓発していくことです。

そこで、啓発への具体的な取り組みについて、市長の考えをお聞かせください。

次に、学校の教室には児童・生徒が使用する柔軟剤、制汗スプレーなどによってさまざまな化学物質が蔓延していることが考えられます。また、全国では化学物質過敏症により、学校に通えなくなった事例もあると聞き及んでいます。それらを鑑みると、市内の小・中・高等学校で化学物質過敏症と診断されることや発症する児童・生徒が出ないとも言えません。

そこで、学校現場でも教職員、児童・生徒及び保護者の方への化学物質過敏症の理解と香害を生まない配慮を広めていただくことにより、周囲の理解不足によるいじめなど二次的被害にならないよう香害に対する取り組みが求められると思いますが、教育長の考えをお聞かせください。

次に、6月定例会では総合計画とユニバーサルデザインとの関係性についての質問において、市長より「全ての方に共通する課題を解決しようとするユニバーサルデザインの発想は、総合計画や各分野の個別計画、施策、事業の考え方のベースとして大変重要なものだと認識している。」との答弁をいただきました。

ユニバーサルデザインを推進していく中で、地域住民の考え方や行動に心のバリアフリーが含まれることが重要であると考えますが、心のバリアフリーの認識について、市長の考えをお聞かせください。

次に、これまで教育委員会に対してはUDフォントの積極的な活用を学校現場に促すだけでなく、使用の義務づけに至るように踏み込んだ対応を求めたり、色覚の個人差を問わず、より多くの方が色の違いを識別しやすいようにつくられた色覚チョークの導入を求めたり、母語が日本語ではない方や知的障害のある方など、誰もが楽しめるように工夫されたやさしくて、わかりやすいLLブックを図書館には継続的な購入と啓発、また学校図書館への導入を求めてきました。

これらは、全てユニバーサルデザインの考えに基づいてつくられたものですが、つくられたものに限らず、奈良市には学校独自で築き上げられてきたユニバーサルデザインを用いた授業を行っている学校もありますので、それらを教育委員会が主導して全ての学校、学級に広げていく仕組みも大切になります。ユニバーサルデザインとは、さまざまな配慮もありながら、個人差を問わずに誰にでも利用しやすく情報が正確に伝わるものであり、子供たち、そして教員の方々にとっても有用性が高いものです。

そこで、教育委員会としてユニバーサルデザインをどのように捉えているのか、また今後、学校現場へユニバーサルデザインをどのように浸透させていくのか、教育長の考えをお聞かせください。

次に、ユニバーサルデザインフォント、いわゆるUDフォントは、ユニバーサルデザインの考えに基づき、できるだけ多くの人にとってわかりやすく、読みやすいことを目指してつくられたフォントのことです。

UDフォントについては、奈良市では以前より、ならしみんだよりに採用され、教育委員会では子供たちの学習効果が向上するなど、有用性が認められるとして、学校に対して積極的な利用を促しています。現在、市職員の約46%のパソコンがUDフォントを使用できる状況であり、2019年12月末には約63%になり、3年後の7月末には全ての職員のパソコンでUDフォントが使用できることとなりますが、諸課題をクリアすれば、財源をかけずとも、すぐにUDフォントを使用できるとも聞き及んでいます。

現在市が発出する文書などについては、標準フォントとしてMS明朝体、またはゴシック体とされていますが、UDフォントにもUD明朝体、またUDゴシック体がありますので、まずは、市長部局において利用できる環境にある職員に対しては積極的な利用を促し、早い段階で一部の例外を除き、全庁的にUDフォントを利用していくべきと考えます。

特に対外向けのホームページや広報物などに対しては、できる限りUDフォントの活用

を進めていくべきと考えますが、市長の考えをお聞かせください。

次に、先ほども申し上げたとおり、UDフォントは、ならしみんだよりで既に採用されています。

そこで、今後、企業局における広報紙「奈良上下すいどうだより」もUDフォントに対応していただきたいと考えますが、企業局長の考えをお聞かせください。

以上で、私の1問目といたします。

◎市長（仲川元庸）

ただいまの林議員からの御質問にお答え申し上げます。

まず、香害、化学物質過敏症についての認識ということでございますが、現在のところ、空气中に微量に含まれる化学物質が人にどのような影響を与えるか、そのメカニズムなどについては未解明であると伺っております。また、診断方法や治療方法についても十分確立がされていない上、さらに規制がないという状況を認識いたしております。また、社会的な認知度がまだまだ低く、香りの感じ方は、ある人にとっては快適でも、他人にとっては不快であるというようなことも認識をしていくことが重要だと考えております。

市といたしましては、他の自治体と同様に、まず市のホームページへの掲載をさせていただいております。また、市民だよりへの掲載なども通しまして、少しでも多くの市民の方にこの問題についての理解をいただき、実際に苦しんでおられる方への配慮をお願いしていきたいというふうに考えております。

次に、心のバリアフリーについての御質問でございますが、ユニバーサルデザインを推進していく上で何らかの支援が必要な方への正しい理解を深め、困ったときには自然と助け合うことができる思いやりの精神を育むとともに、誰もが同様に尊重し合える社会を実現するための心のバリアフリーを進めることは非常に重要だと認識いたしております。

これまでは道路や建物などの段差など、いわゆるハード的なバリアフリー化を進めてきたところでもございますけれども、ハードの整備では解決ができない、例えば心ない言葉、偏見や差別、無関心、または他者を受け入れないなどという意識の部分でも、まだまだ問題があるというふうに考えております。一人一人が障害のあるなしにかかわらず、さまざまな課題を抱えた方々の立場に立って行動することが大切であり、そのことが全ての人が安心して暮らせるまちづくりにつながっていくものと考えております。

また、UDフォントについての御質問を頂戴いたしました。

市が発行している行政文書等に使用する文字については、御指摘のように従来から明朝体、もしくはゴシック体を基本といたしております。しかし一方で、御指摘のように一人でも多くの方に情報を伝えるためには視認性、可読性、判読性を高めることが重要だと考えております。

御紹介をいただきましたUDフォントにつきまして、既にさまざまな商品、また広告など

にも使われておりますが、現時点では自治体のホームページでの使用は、まだまだ導入事例が少ないというふうに聞いております。

本市といたしましては、平成26年8月号から、しみんだよりにUDフォントを活用させていただいておりますが、ホームページにつきましては、来年2月に全面リニューアルを行う予定でございますので、その際にはUDフォントを導入していきたいと考えております。また、それ以外の行政文書につきましても、導入の時期などをしっかりと検討いたしまして、少しでも多くの媒体にUDフォントが活用できるものをしっかりと検討していきたいと考えております。また、市が発注などをする事務、また事業のチラシ、パンフレットなどにつきましても同様に、UDフォントを極力使っていただけるように市として要請をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

◎教育長（中室雄俊）

林議員の質問にお答えを申し上げます。

まず、香害、化学物質過敏症についての対応というお尋ねでございますが、香料に含まれる香りなどで、めまいや吐き気などといった体調に異変を引き起こす、いわゆる香害は化学物質過敏症の原因の一つとなっており、学校現場におきましては、保護者に児童・生徒の発育、健康状態等を記載する学校生活管理指導表を提出していただくなどし、把握をいたしております。また、養護教諭を中心に健康相談の体制を整えており、症状など必要に応じて学校医や保護者とも連携をし、適切に対応しているところでございます。

しかしながら、周囲の理解不足はいじめなど、二次的被害を生む可能性もあることから、教職員研修等の機会において国や関係機関などが作成する資料を活用し、その対応について周知を図るとともに、児童・生徒や保護者への啓発なども含めた研修となるよう内容を充実をさせておるところでございます。

今後、化学物質過敏症など、アレルギー症状を持つ子供たち一人一人に対して丁寧に寄り添った教育を推進してまいりたいと、このように考えております。

続きまして、ユニバーサルデザインをどのように捉え、そしてそれをどのように浸透させていくのかというお尋ねでございますが、障害の有無にかかわらず、全ての人が助け合い、ともに生きていく社会の実現に向けて、未来を担う子供たちに、ユニバーサルデザインの考え方を育てていくことは大変重要なことであるというふうに考えております。

学校におきましては、大型テレビや色覚チョーク、またUDフォントを活用したり、イラストや具体的なものを使って示したりするなど、どの子供にとってもわかりやすい授業、いわゆる授業のユニバーサルデザインを行っていくことが求められております。

さらに、心のバリアフリーと言われる、障害のある人や高齢者、困っている人に言葉をかけたり、手助けをしたりしようとする児童・生徒の意識を醸成していくことも大切なことで

あります。

このようなユニバーサルデザインの考え方を学校現場に取り入れ、浸透させていくためには、まず全ての教員がユニバーサルデザインについて理解していくことが重要であるというふうに考えております。そのため、教育委員会といたしましては、教職員向けの研修などを通して指導や支援をしてまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

◎企業局長（池田修）

企業局の広報紙「奈良上下すいどうだより」におけるUDフォントの採用についての御質問をいただきました。

議員の御指摘のとおり、ユニバーサルデザインフォントは文字が見やすく見間違えにくいなど、正確な情報の伝達に役立つものであると理解しております。

今後、企業局の広報紙「奈良上下すいどうだより」も令和2年1月発行のものからUDフォントを採用し、多くの市民の皆様にも上下水道事業について興味を持っていただくとともに、より正確に情報提供の発信に努め、今後の事業運営に理解いただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

◆林政行

市長、教育長、企業局長、ありがとうございました。

2問目は一部の順序を変えまして、主張、要望とさせていただきます。

化学物質過敏症、香害については、まず、市長、教育長には答弁どおりの御対応をしっかりと、そして早急に取り組んでいただくよう強く要望します。

次に、UDフォントについては、企業局には「奈良上下すいどうだより」にUDフォントを採用していただき、ありがとうございます。また、市長においても、できるところは積極的にUDフォントを活用していただけるということで、ありがとうございます。

最後に、ユニバーサルデザインを推進していく上でインフラ、ハード整備もその一つに挙げられますが、現実的にハードルが高いことも多々あります。

そこで、インフラ、ハード整備だけではカバーできない部分を補う方法として、人々の配慮で補完する方法が重要となります。

ヨーロッパはバリアフリーが進んでいると思われがちですが、実はそうではなく、まちの多くは景観のために石畳や段差が多く、町並みにはバリアフリーの要素がほとんどありません。しかし、車椅子の方やベビーカーを押す方など、多くの方々から不平不満は皆無に近いようであります。

一つお話を紹介いたしますと、ヨーロッパに長期旅行された車椅子の方が移動に電車利用は必須だということで駅直結のホテルを選びましたが、現地に到着すると駅のエレベーターが故障していました。この状況、日本では早くて1日、長くても数日で修理されます。だから、その方もすぐに修理されると思っていたようですが、現実は一向に修理する気配さえなかったようです。最初は困り果てたけれども、長く旅行を続けていく中で、車椅子の方に限らず、誰かが困っているときに、ごく自然に当たり前を支える、逆に、自分たちがけがなどで困ったときには支えてもらえると思える社会が根づいていて、エレベーターの故障や階段があると知っているとしても、そこに行けば誰かが支えてくれるから、何の不満や躊躇もなく出かけられる社会であることに気づいたとき、これまでの不安がすっと消え、その後は気兼ねなく旅行を楽しむことができたとおっしゃっていました。

このようにヨーロッパでは、ごく自然に障害者などが手助けしてもらえる環境があり、それは変に障害者などに気遣いをして暮らしているわけではなく、誰でも困っているときには自然と手を差し伸べるという人々が多いからです。困っている人がいれば助けるという意識が社会全体に定着すれば、ハードに頼れなくても、かなり暮らしやすい社会になります。そして、それこそが心のバリアフリーであり、ユニバーサルデザイン都市につながります。

しかしながら、この意識改革は容易ではありません。研修など、一つ一つの積み重ねが重要であることもさることながら、幼少期からの教育も非常に重要です。

新学習指導要領には、障害者理解教育、心のバリアフリーのための交流及び共同学習が重視され、ユニバーサルデザイン2020行動計画に基づき、学校における交流及び共同学習を活性化するための具体的方策も、心のバリアフリー学習推進会議から報告として取りまとめられました。

その結びには、学校において、交流及び共同学習や障害のある人との交流を行うことは、近い将来に社会を担う子供たちの心のバリアフリーを育むだけでなく、子供たちを通してその保護者や活動にかかわる関係者の障害者に対する理解を促進し、ひいては社会全体の意識を変えることにつながると書かれています。教育委員会には、この報告書を十二分に踏まえた対応を要望します。

幾らすぐれたデザインの施設や製品、環境がふえても、私たち自身が多様な人々に向き合い、思いやりを持てる心を持たないことにはユニバーサルデザイン都市は実現しません。自分とは異なる立場の人の視点を持ち行動できること、それが心のバリアフリーであります。

改めて、ユニバーサルデザインが次期総合計画など、行政計画に導入されることを求めるとともに、市長部局、教育委員会ともにユニバーサルデザインには心のバリアフリーの精神を十二分に取り込んでいただくよう要望します。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。